

「子育て世帯への住宅施策に係る広報・周知」業務委託公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

「若者・Z世代応援パッケージ」の一環として、良質な住宅と暮らしやすい住環境を確保することで新婚・子育て世帯の転入・定住及び地域の活性化を図ることとしている。施策の実効性を高めるには、対象者である新婚・子育て世帯に広く周知することが必要であるため、対象者に向けた効率的なターゲティングの手法を用いて、対象地域での住宅取得、住み替えに係る意欲の向上に資する効果的な広報を行うことを目的とし、この業務を委託する者を選定するための企画提案を募集する。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

子育て世帯への住宅施策に係る広報・周知業務

(2) 委託業務の内容

別紙「子育て世帯への住宅施策に係る広報・周知業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務委託料の想定

本業務の委託料は8,437千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

(4) 委託期間

契約日から令和7年3月31日まで

3 応募資格

本業務の契約相手方を特定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (3) 業務の実施にあたり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額）以上の賃金の支払その他特定労働者の適正な労働条件を確保していること。
- (5) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
 - イ 応募図書（5（2）に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

7 本県の県税事務所が発行する納税証明書 ※本県での課税実績がない場合は誓約書【様式6】	左記のとおり	—	1部
---	--------	---	----

- 子育て世帯への住宅施策について
仕様書及び以下のホームページを確認の上、提案を行うこと。
https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks26/r5_kosodate/kentoukai.html
- 企画提案書について
応募者のノウハウを生かした提案を行うこと。
企画提案書は、A4用紙縦、4ページ以内とし、文字のサイズは10ポイント以上とする。また、表現方法については、文章、図表等を用い視覚的に分かりやすくまとめること。

【記載内容】

- ・業務実施計画（業務工程、業務体制等）
各業務の工程とともに、業務の従事予定者を示すこと。なお、従事予定者については、役割、専門性、地方公共団体が発注したまち・住まいに関する広告業務等の従事実績を示すこと。
- ・新婚・子育て世帯に向けた効率的なターゲティング手法
新婚・子育て世帯に確実に届く効率的な広報とするための具体的な手法を示すこと。
- ・対象地域での住宅取得、住み替えに係る意欲の向上に資する効果的な広報計画
対象地域の魅力と子育て世帯への住宅施策を分かりやすく伝え、住宅取得、住み替えに係る意欲の向上に資する具体的な広報・周知の方法・内容を示すこと。

イ 提出方法：持参又は郵送

ウ 提出期限：令和6年4月22日(月) 午後5時まで

(3) 提出先及び留意事項

ア 提出先（事務局）

兵庫県まちづくり部住宅政策課 担当：森
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

イ 留意事項

持参の場合は、午前9時から正午まで又は午後1時から5時までの間とすること（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

郵送による場合は、あらかじめ電話等により事務局に連絡した上で、書留郵便など配達記録が残る方法により、提出期限内に事務局に必着するよう提出すること。

なお、提出された書類等に変更が生じた場合には、変更した書類等を提出期限までに事務局に提出すること。

6 質疑・回答について

本プロポーザルに関する質疑については、以下のとおりとする。

(1) 質疑の受付

ア 提出書類：質疑書【様式7】（ワード形式で作成すること。）

- イ 提出方法：電子メール（必ず電話で着信確認を行うこと。）
 ウ 提出期限：令和6年4月12日(金) 午後5時まで
 エ 提出先（事務局）：兵庫県まちづくり部住宅政策課 担当：森
 電話：078-362-3581
 E-mail：jutakuseisaku@pref.hyogo.lg.jp

(2) 質疑に対する回答

質疑の内容及びそれに対する回答については、令和6年4月16日(火)までに全ての応募者に対して、電子メールで通知する。

7 審査

(1) 審査の方法

ア 契約相手方の特定を行うため、公募型プロポーザル審査会を設置する。審査会において、原則として応募者によるプレゼンテーションを実施する。実施する場合は、応募者に対して別途通知する。

イ 以下の項目について審査の上、契約相手方を選定する。

評価項目	評価基準	
	評価の視点	配点
応募者業務実績	地方公共団体が発注したまちづくり・住まいに関する広告業務実績（令和元年度以降に業務が完了した実績を高く評価する。）	15
業務実施計画	①適正な業務工程が設定できているか。 ②適切かつ柔軟に業務を実施できる体制が整っているか。	35
ターゲティング手法	本施策の対象となる新婚・子育て世帯に確実に届くターゲティング手法となっているか。	20
広報計画	対象地域の魅力と子育て世帯への住宅施策を分かりやすく伝え、住宅取得、住み替えに係る意欲の向上に資するとともに、補助の活用等につながる効果的な広報・周知の方法・内容となっているか。	30
合 計		100

(2) 審査の結果の連絡

審査の結果は、各応募者に対して、電子メールで通知する。

8 審査対象からの除外

次の事項のいずれかに該当する応募者は、審査の対象から除外する。

- (1) 3の応募資格を満たさなくなったとき。
- (2) 提出した資料に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 提出期限までに応募書類の提出がなかったとき。
- (4) 経費積算見積書の見積金額が2(3)の金額を超えているとき。

(5) 不正行為があったとき。

9 その他（留意事項等）

- (1) 応募に係る経費は応募者の負担とし、提出された書類の返却は行わない。
- (2) 応募する提案は各者1提案に限る。
- (3) 応募者が多数の場合、事務局において7の評価項目等に基づき事前審査を行い、審査会に諮る応募者を選定する。
- (4) 応募者が1者の場合、審査会において応募者業務実績及び企画提案書の内容について審査・評価の上、当該応募者が仕様書に定めた業務を適切に実施することができると認められる場合においては、同者を受託候補者として特定するものとする。
- (5) 契約締結は審査結果通知後速やかに行うものとし、契約締結後は速やかに契約書及び仕様書に従って本業務を実施する。
- (6) 受託者が契約書に記載する条項に違反したときは、当該契約の全部又は一部を解除、代金の支払を停止し、及び受託者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求めることがある。
- (7) 企画提案書に記載した従事予定者は、原則として変更できない。ただし、病気休暇等のやむを得ない理由により、これを変更する場合は、当該従事予定者と同等以上の能力を有すると県が認めた者でなければならない。
- (8) 県は受託候補者が特定された後、同者と協議の上、同者の提案内容を踏まえた業務委託仕様等の変更を行うことができる。
- (9) 本業務により制作される成果物等の著作権、所有権は、全て県に帰属するものとする。納入される成果物に第三者が著作権、肖像権その他の権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行う。
- (10) 受託者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を本業務終了後5年間保存すること。
- (11) プロポーザル及び本業務上で知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

10 事務局（問合せ先）

兵庫県まちづくり部住宅政策課 担当：森

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話：078-362-3581 ファクシ：078-362-9458

E-mail：jutakuseisaku@pref.hyogo.lg.jp